

# 姫路市温室効果ガス排出量可視化ツール導入支援事業のご案内

この事業は、姫路市内に事業所を有する中小企業者の方が自社の温室効果ガス排出量を可視化（算出）するためのツール（システム）を導入した場合、そのツールの導入費用の一部を助成するものです。

## 1 申請できる方

姫路市内に事業所を有し、事業活動を行っている中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者のうち市税の滞納のない者であって、当該事業所において可視化ツールを導入する事業者

※過去に本市から可視化ツールの導入に係る補助金の交付を受けたことのある事業者は対象となりません。

### 【中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の分類】

業種	従業員規模・資本金総額
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	300人以下、または3億円以下
卸売業	100人以下、または1億円以下
サービス業	100人以下、または5000万円以下
小売業	50人以下、または5000万円以下

## 2 補助対象となるツール

- ・温室効果ガス排出量の算定方法がGHGプロトコルに適合するものであること。
- ・契約内容が、サプライチェーン排出量（スコープ3を含む）の算定を行うものであること。

## 3 補助対象経費

市内の事業所分に係る審査登録機関に支払った以下の費用となります。

- ・月額利用料
- ・ツールの操作方法や算定方法等についてサポートを受けるための費用
- ・ツールの算定結果に基づき、温室効果ガス削減に向けた助言や指導をうけるための費用

※上記の費用に係る消費税は対象外とします。

※姫路市外の事業所と同時にツールを導入する場合は、従業員数等で按分した市内事業所分の額とします。

※無料期間を除き、3月末までに3ヶ月以上有料で利用いただく必要があります。

※実績報告提出期限（3月8日）までに支払いが完了した経費のうち、3月末分までが対象となります。

## 4 補助額

「3 補助対象経費」の2分の1（ただし、千円未満は切り捨て）

ただし、上限額は10万円です。

## 5 申請受付期間

契約後60日以内 ～ 1月31日まで

## 6 申請に必要な書類

以下の書類を添付し、環境政策室まで持参してください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・姫路市税に未納が無いことの証明書（滞納無証明書）
- ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（個人の場合は開業届出書・確定申告書の写し）
- ・可視化ツールの仕様及び契約内容が確認できる書類（契約書の写し等）
- ・補助対象経費の内訳が確認できる書類（見積書の写し等）
- ・その他市長が必要と認める書類

## 7 担当

姫路市環境局環境政策室 計画啓発担当 電話 079-221-2468